

事業者に対する県税の課税免除等に係る制度の概要

R7.10.31時点

免除条例	特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例	特定区域における産業の活性化に関する条例	地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例	地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例
課税免除地域	特定復興産業集積区域（沿岸12市町村）	過疎地域25市町村（33地区）	特定区域（23市町村142区域）	地域経済牽引事業の促進区域（岩手県内全域）	認定地域再生計画に定められた地方活力向上地域（地名により個別指定）
課税免除基準	復興推進事業の用に供するため、免除対象施設等の新設又は増設した場合	過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業の用に供するため、一の設備を取得等をした場合 ※資本金の額等5,000万を超える法人にあっては新増設のみ	特定区域で製造業の用に供するため、一の設備を新設又は増設をした場合	承認地域経済牽引事業のための施設を県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って設置した場合	地方活力向上地域で対象事業の用に供するため、課税免除等対象施設等の新設又は増設をした場合
対象者	復興推進計画に基づく指定事業者（特区法37条、39条の指定）	青色申告書を提出する個人又は法人	青色申告書を提出する個人又は法人	知事の承認を受けた域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の知事の認定を受けた事業者
対象事業	・復興推進事業（産業集積事業及び建築物整備事業）	・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・畜産業、水産業（個人事業税のみ）	・製造業	・基本計画に定める承認地域経済牽引事業	・地方活力向上地域等特定業務施設整備事業（移転型事業・拡充型事業）
対象税目及び適用期間等	【個人事業税】 ・免除対象施設等を事業の用に供した日の属する年以後5年以内の各年	【個人事業税（畜産業、水産業を除く）】 ・対象設備を事業の用に供した日の属する年から3年以内に終了する各年 【個人事業税（畜産業、水産業）】 ・最初に課税する年以後5年間	【個人事業税】 ・課税免除：対象設備を事業の用に供した日の属する年から3年以内に終了する各年 ・不均一課税：課税免除期間の終了する日の翌日から起算して2年以内に終了する各年		【個人事業税】※移転型事業に限る ・対象施設等を事業の用に供した日の属する年から3年以内に終了する各年
	【法人事業税（所得割及び収入割）】 ・免除対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から5年以内に終了する各事業年度	【法人事業税（所得割）】 ・対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度	【法人事業税（所得割、付加価値割及び資本割）】 ・課税免除：対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度 ・不均一課税：課税免除期間の終了する日の翌日から起算して2年以内に終了する各事業年度		【法人事業税（所得割）】※移転型事業に限る ・対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度
	【不動産取得税】 ・家屋：復興推進事業の用に供される家屋 ・土地：土地取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得。	【不動産取得税】 ・家屋：対象事業ごとに定める建物に限る。 ・土地：土地取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得。	【不動産取得税】 ・家屋：製造業の用に直接供される工場用建物又は研究開発の用に供される施設用建物に限る。 ・土地：土地取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得。	【不動産取得税】 ・家屋：地域経済牽引事業計画に定める事業の用に供される建物に限る。 ・土地：土地取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得。	【不動産取得税】 ※移転型事業：課税免除、拡充型事業：不均一課税 ・家屋：対象事業の用に直接供される建物に限る。 ・土地：左記に同じ
免除対象施設等	特区法37条又は39条に規定の課税の特例（国税に係る特別償却又は税額控除）のいずれかの適用を受ける施設又は設備	対象事業の用に直接供される固定資産	対象事業の用に直接供される固定資産	地域経済牽引事業計画に従った対象施設の用に供する家屋もしくは構築物	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従った特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産
新増設の期間（免除対象期間）	令和8年3月31日まで	令和9年3月31日まで	令和9年3月31日まで	基本計画同意日から令和10年3月31日まで	令和8年3月31日までに地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者について、当該認定を受けた日から3年以内の新増設
生産等設備の取得価額要件（合計額）	特区法37条（建築物整備事業の場合）	個人：500万円以上 法人：業種、資本金の規模に応じて異なる（500万円以上～）	5,000万円以上	1億円超 ※農林漁業関係業種に係るものは5,000万円超	3,800万円以上 ※中小事業者等は1,900万円以上
その他要件			県内総雇用者数1名以上増加 当該生産設備の属する事業所に係る常用雇用者数5人以上増加		